

原子力規制庁から収集した意見・提案のうち 「分類 (a) 見直しを要しない」と整理するもの (案)

令和 2 年 10 月 8 日
技術基盤課

原子力規制庁から収集した意見・提案のうち、(a)に該当するものは6件と暫定的に分類していた¹。

分類の確定に向けて内容を改めて精査した結果、以下の6つの意見・提案については、暫定的な分類から変わらず、表1に示す理由により、分類(a)に該当するものと整理することとしたい。

- No. 3 実績を踏まえた航空機落下確率の評価手法
- No. 5 消火設備の能力に係る要求
- No. 7 非常用 DG の連続運転に必要な燃料確保に係る要求
- No. 11 常設重大事故等対処設備の共通要因の想定範囲
- No. 13 設計基準事故対処設備を代替しない常設重大事故等対処設備の多重化
- No. 15 緊急時対策所の分散配置

¹「審査実績を踏まえた規制基準等の記載の具体化・表現の改善について—意見・提案の収集結果と今後の進め方—」(令和2年度第27回原子力規制委員会(令和2年9月23日)資料4)

表1 原子力規制庁から収集した意見・提案のうち「分類(a)見直しを要しない」と整理するもの

No.	意見・提案の対象	意見・提案の概要	取下げの理由
3 N	実績を踏まえた航空機落下確率の評価手法	対象:航空機落下確率指針 ² 解説 航空機落下確率を評価する際に設定する標的面積の範囲の考え方等の記載を明確化する。	標的面積の範囲については、上流の設置許可基準規則で「安全施設」と明確になっていることから、提案を取り下げる。
5 N	消火設備の能力に係る要求	対象:火災防護審査基準 ³ 局所的な家庭用の消火設備の消火能力について、その適用範囲や条件等を明確化する。	当該設備は審査過程において取り下げられ、当該設備を採用した実績がないことから、提案を取り下げる。
7 N	非常用 DG の連続運転に必要な燃料確保に係る要求	対象:設置許可基準規則 ⁴ 第33条 非常用 DG の燃料移送設備の一部にタンクローリを使用していることについて、設計基準対象施設(恒設)の信頼性に準じた信頼性確保の考え方を明確化する。	設計基準対象施設に可搬型のタンクローリを採用するのは特異であり、その信頼性確保のあり方は個別審査で審査すべき事項であることから、提案を取り下げる。
11 N	常設重大事故等対処設備の共通要因の想定範囲	対象:設置許可基準規則 ⁵ 第43条 故意による大型航空機の衝突が、常設重大事故防止設備の設計上考慮すべき共通要因に含まれないことを明確化する。	故意による大型航空機の衝突については、設置許可基準規則第43条第3項第5号において可搬型重大事故等対処設備により対処することが想定されており、常設重大事故等対処設備に対し、設計上考慮すべき事項として含まれないことは明らかであるため、提案を取り下げる。
13 N	設計基準事故等対処設備を代替しない常設重大事故等対処設備の多重化	対象:設置許可基準規則第43条等 重大事故等対処設備のうち、多重性又は多様性及び独立性を有し位置的分散の要求があるもの(原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備)がある一方、こうした要求の記載がない設備(水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備(イグナイタ))についても、審査過程において信頼性向上対策を求め、その電源設備を多重化した実績があり、その考え方を明確化する。	信頼性向上対策をどこまで要求するかは、事業者の設計方針等によるところも大きく、個別審査の過程で議論すべき事項であることから、提案を取り下げる。

² 実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について

³ 実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準

⁴ 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則

⁵ 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈

15 N	緊急時対策所の分散配置	対象:設置許可基準規則第61条 緊急時対策所を一つの建屋の2箇所に分散配置する設計に対する考慮事項等を明確化する。	既に該当プラントも新たな緊急時対策所を設置し上記のような状態は解消されているとともに、現時点で同様の申請が今後なされる見込みがないことから、提案を取り下げる。
---------	-------------	--	---